

石綿排出等作業実施届出書作成ガイド

1. 対象者

対象：石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80m²以上で、かつ使用されている石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の使用面積の合計が500m²以上である解体工事の元請業者及び自主施工者

2. 届出事項(詳細はガイドライン「12.3 石綿排出等作業の実施の届出」を参照)

e-KAWASAKI によるオンライン申請が可能です。添付資料はアップロードできます。紙で提出する場合は以下の様式を利用し、添付資料と併せてご提出ください。

提出書類	内容
石綿排出等作業実施届出書 (第25号様式の3)	<p>① 届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（法人の場合）代表者氏名 ② 工事の場所 ③ 作業の実施の期間 ④ 作業の対象となる特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積 ⑤ 作業の方法（作業基準に則った作業をしてください。）</p> <p>記載例は別紙1を参照してください。様式のパソコンからのダウンロード方法については、別紙2を参照してください。</p>
添付書類	内容
以下の資料を添付してください。	

① 建築物の概要、配置図及び付近の状況

- 作業場及び周辺がわかる付近見取図
- 作業場や周知掲示板の設置位置を記載した図面

② 石綿含有建材の使用状況図面

- 平面図、立面図により石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の使用箇所。主要寸法を記入する。

③ 養生図

- 平面図、立面図により幕等の設置状況。主要寸法を記入する。
- 掲示板の設置場所

④ 作業工程表

特定工事の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等の作業、養生の撤去、片付け・清掃、機材の搬出、などの項目ごとに、各作業の期間がわかるもの。

⑤ 施工要領

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去の作業の方法・流れが具体的にわかるもの。
※養生前に壁繋ぎ部分の石綿含有建材を撤去する場合や、開口部目張りにより養生の代替とする場合など、作業基準の遵守に関わる事項は、特に具体的に記載する。

⑥ 管理体制及び緊急連絡体制図

施工体系図（測定会社、産廃管理会社含む）。

※緊急連絡体制図には下記の川崎市連絡先の記載もお願いいたします。

川崎市連絡先：環境局環境対策部環境対策推進課 TEL 044-200-2526
(夜間・休日) 本庁舎守衛室 TEL 044-200-3525

⑦ 掲示板の内容

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ及び事前調査の結果など。

⑧ 住民周知計画

周知範囲を示した地図、周知時期。配布資料がある場合はその写し

[注意]

- ・安全衛生管理に関する資料は不要です。
- ・産業廃棄物に関する資料は不要です。

3. 届出期限

以下の例を参考に、特定粉じん排出等作業の開始日の 14 日前までに提出してください。

<届出期限の例>（中 14 日で数えます。）

届出期限（例 2）

届出期限（例 1）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	<u>11</u>	12
13	<u>14</u>	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	<u>28</u>	<u>29</u>	30	31		

作業開始日（例 2）

作業開始日（例 1）

なお、届出期限が市役所の休日にあたる場合は、その休日の前日を届出期限とします。

（例 1：上記カレンダーで作業開始日が 29 日の場合は、14 日が届出期限になります。）

（例 2：上記カレンダーで作業開始日が 28 日の場合は、11 日が届出期限になります。）

4. 解体工事施工中に遵守しなければならない事項

詳細は別紙3を参照してください。

提出・連絡先

オンライン申請する場合は、e-KAWASAKIをご利用ください。

<https://lgpos.task-.asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/3faed560-21b5-4de7-b37d-f82c607c8c4a/start>



紙で提出する場合は、正本に写しを添えて計2通提出してください。

川崎市役所 本庁舎 20F 環境局環境対策部環境対策推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話：044-200-2526

FAX：044-200-3921

メール：30suisin@city.kawasaki.jp

第25号様式の3

石綿排出等作業実施届出書

(宛先) 川崎市長

届出者は工事の元請業者です。
発注者ではありません。

令和××年 ××月 ××日

印は不要です。

郵便番号 ×××-×××

住 所 川崎市川崎区東田町×-×

氏 名 △△建設株式会社

代表取締役 ◎◎ ◎◎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の5第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の名称	☆☆株式会社寮解体工事			
特定工事の場所	川崎市〇〇区〇〇〇×丁目××番地××			
石綿排出等作業の実施の期間	令和××年 ××月 ××日～令和××年 ××月 ××日			
特定建築材料の種類及び使用箇所	見取図のとおり			
特定建築材料の使用面積	975.6 m ²			
石綿排出等作業の方法	別紙のとおり			
参考事項	石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要	□建築物	構造・階数 床面積	鉄筋コンクリート造・地上4階 420 m ²
		□その他工作物		
	注文者の氏名又は名称	☆☆株式会社 ◎◎ ◎◎		
	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	氏名 △△建設株式会社 ◎◎ ◎◎		
		電話番号	×××-×××-×××	
	下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先	氏名 ○▲解体株式会社 ◎◎ ◎◎		
		電話番号	×××-×××-×××	
連絡先	担当部署 ○▲解体株式会社 担当者氏名 ◎◎ ◎◎ 電話番号 ×××-×××-×××			

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に印を記載してください。
- 2 特定工事の対象となる建築物等の部分の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入してください。
- 3 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではありませんが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の12第2項第1号に規定する事項のうち石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類とみなします。
- 4 見取図の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4としてください。

石綿排出等作業の方法

石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等の処理方法	例 石綿含有成形板等 <ul style="list-style-type: none"> ・散水設備の設置 ・手作業による除去作業 けい酸カルシウム板第1種 <ul style="list-style-type: none"> ・飛散防止幕の設置 ・散水設備の設置 石綿含有仕上塗材 <ul style="list-style-type: none"> ・剥離剤手工具ケレン工法 ・飛散防止幕の設置 				
使用する資材及びその種類	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散抑制剤 ●●●● ・真空掃除機 ●●●● 				
その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に建物の高さまでの幕を張る。 ・除去した石綿含有成形板等については、高所から投下せずに飛散防止措置（梱包など）をとって保管場所まで運搬する。 ・剥離剤を使用し、除去した石綿含有仕上塗材については、袋に梱包し、保管場所まで運搬する。 				
掲示板	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">設置予定年月日</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">令和××年 ××月 ××日</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">設置場所</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">見取図のとおり</td></tr> </table>	設置予定年月日	令和××年 ××月 ××日	設置場所	見取図のとおり
設置予定年月日	令和××年 ××月 ××日				
設置場所	見取図のとおり				

- 備考 1 この様式は石綿排出等作業ごとに作成してください。
- 2 その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7の3の項及び4の項に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容等を記載してください。
- 3 幕等の設置状況、湿潤化及び手作業の実施状況を示す見取図を添付してください。見取図は、主要寸法を記入してください。

◎届出様式の場所

川崎市 アスベスト 届出様式

検索

上記で直接検索頂くか、次の要領で検索してください。

1. 川崎市ホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/index.html>)

検索窓に「アスベスト 届出様式」と入力し、検索してください。



2. 「【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板」をクリックしてください。

検索結果

約 24 件 (0.13 秒) 表示順: Relevance

[【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板](#)

川崎市, page 2025/02/21 ... 様式第3の4 事前調査結果報告書・吹付石綿、石綿含有断熱材等の除去等を行う工事・石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等を行う延床面積 80m²以上 ...

3. ワード形式でダウンロードしてください。

» 第25号様式の3 石綿排出等作業実施届出書

令和5年4月1日からオンライン手続を開始しました。オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) で申請するか、以下の様式により紙で提出してください。

オンライン手続 | 石綿排出等作業実施届出書 外部リンク

- 根拠となる条例・規則・要綱等：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の5

このフォームから手続される方は、必ず、[オンライン手続かわさき \(e-KAWASAKI\)](#) のページ一番下に掲載されている[利用規約等](#)を事前にご確認ください。本サービスを利用された方は、本規約等に同意したものとみなします。

添付ファイル

[石綿排出等作業実施届出書\(DOCX形式, 17.65KB\)](#)

[石綿排出等作業実施届出書作成ガイド\(PDF形式, 853.86KB\)](#) 別ウィンドウで開く

作成にあたって参考にしてください。

1. 作業方法に関する基準(ガイドライン「9.3 特定建築材料の除去等の方法」抜粋)

(1) 石綿含有成形板等の除去の場合

作業の種類	石綿の飛散防止措置
1 ①石綿含有成形板等 (ケイ酸カルシウム板第1種を除く)	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること。</p> <p>イ 原則として手作業により原形のまま除去すること。 (特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。)</p> <p>ロ 湿潤化して除去すること。 (イの方法によりを除去することが技術上著しく困難な場合)</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること。</p> <p>イ 原則として手作業により原形のまま除去すること。 (特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。)</p> <p>ロ イが困難な場合。 (1) 除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

(2) 石綿含有仕上塗材の除去の場合

作業の種類	石綿の飛散防止措置
1 仕上塗材	<p>次に掲げる事項を遵守して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)</p> <p>例・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用高圧水洗工法 (30~50MPa 程度) ・剥離剤併用超高压水洗工法 (100MPa 以上) ・剥離剤併用超音波ケレン工法</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p>

	<p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
--	--

2. 掲示板の設置

(1)事前調査結果の表示(詳細はガイドライン「8.1 事前調査結果の掲示」を参照)

解体等工事の期間中、次の事項を記載した掲示板(大きさ:A3、297×420mm以上)を設置することにより、事前調査の結果を公衆の見やすい箇所に表示してください。

掲示板の記載事項

- ① 調査の結果
- ② 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先、(法人の場合) 代表者名
- ③ 調査を終了した年月日
- ④ 調査の方法
- ⑤ (特定工事に該当する場合) 特定建築材料の種類

(2)建築物等の解体等の作業に関するお知らせの表示(詳細はガイドライン「9.2 作業方法の掲示」を参照)

特定工事の期間中、以下の事項を記載した掲示板(大きさ:A3、297×420mm以上)を公衆の見やすい箇所に設置してください。

掲示板の記載事項

- 特定粉じん排出等作業の実施の届出をしたときは、その届出年月日、届出先
- 発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、(法人の場合) 代表者の氏名
- 作業期間
- 作業方法
- 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先

※ 掲示板の雛型については、石綿事前調査結果報告システムより出力できるほか、下記からダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016948.html>

必要事項が記載されていれば、この雛形でなくても構いません。